

令和5年(2023年)12月26日

宝塚市長 山崎晴恵様

宝塚市パブリック・コメント審議会  
会長 山下 淳

令和4年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価  
について(答申)

令和5年8月10日付宝塚市諮問第18号で諮問があった標記の件について、審議の結果、下記の通り答申します。

## 記

### 1 パブリック・コメント手続を行った案件に関する評価

令和4年度は5件の案件についてパブリック・コメント手続が行なわれ、当審議会はそれらの内容を審議した。すべての案件について、形式的には条例等の定めるところに従って、意見募集時の手続や市民からの意見に対する結果公表等が実施されていたと認める。

全体として、各実施部局において、過去の当審議会の指摘も踏まえつつ、充実したパブリック・コメント手続を実施すべく種々の工夫を凝らしており、着実に改善がなされていた。

委員から寄せられた個々の案件に対する意見の概略は、別表1に示すとおりである。

以下においては、令和4年度にパブリック・コメント手続を行った案件について、全体を通観した視点からの評価を述べる。

#### (1) 表紙と副題(キャッチコピー)について

副題は、耳ざわりがよいフレーズであれば良いわけではない。計画案の内容を的確に市民に伝え、また、理解してもらうために具体性をもつ必要がある。そのため、副題の作成にあたっては、細心の注意を払い、また、最大限の工夫を凝らす必要がある。

副題については工夫を凝らしているものが多く、その点は評価できる。しかし、なかには計画案等の内容と表題が結びついていない、抽象的すぎる、意見募集時の表紙の背景に文字を含む画像が使用されているなど、わかりにくいものも散見された。市民が誤解せず、また、計画案に興味をもってもらえる副題となるよう、さらなる努力が必要である。

## (2) 意見募集要項について

意見募集要項には、表紙を含めて、市民の関心を引く上で重要な役割がある。

しかし、文字数が多い、文章が長い、文字が小さいなど、市民が意見募集要項を読む際の負担が大きいと判断せざるを得ないものが見受けられた。意見募集要項の作成にあたっては、フォントを大きくする、行間を広くするなど、読み易さに一層の工夫が必要である。

また、説明が不足している意見募集要項も見受けられた。計画案のポイントや、施策の取組に関する記載がほとんどないものは、意見募集要項としての適切さに欠ける。計画案のポイントを簡潔に記載するといったさらなる配慮を求める。

## (3) 概要版について

概要版は、市民が容易に計画案の全体を把握し、その内容を理解するうえで必須のものである。過去の答申でも述べているとおり、概要版は、単なる計画案の要約ではない。読みやすく、具体的で、分かりやすくありつつも、簡潔にまとめられたものであることが望ましい。

今年度の案件には、計画案の内容を忠実に要約しようとしたためか、分量が長大になっていたものがあつた。文字数の多さは、市民が読み進める際の負担となる。その結果、市民が意見を提出する気が失せることも危惧される。

そのため、第1に概要版の作成に際しては、読みやすくするためのさらなる工夫が必要である。具体的には、小さな文字を避ける、文章数を適切な量におさえる、長文を避ける、狭すぎる行間を避ける、文字の網掛けや強弱を用いる、などである。

第2に、計画案との乖離が生じないようにすることも必要である。概要版の記載において、計画案に掲げた目標とそれに対する取組み施策の関係が噛み合っていないものがあつた。両者には齟齬が生じないように注意すべきである。

なお、A3版表裏の概要版については、過去の審議会でもそのスタイルの是非について議論があり、今年度も委員の間で評価が分かれた。ただし、今年度は、分かりやすく文字や図表を適切に配置ないし配列させるなどの工夫も見られた。

## (4) 計画案について

パブリック・コメント手続の対象となる計画案には、高い専門性が要求されるもの、市民にとって理解しづらいもの、基本的な方向性や指針を示し、その具体化は別途実施計画等に委ねるものなど、さまざまなものがある。

計画案の構成や記述その他については、当審議会の所管外にある。しかし、パブリック・コメント手続を実施するわけであるから、当該計画案も市民にとっては重要である。

そのため、第1に、市民にとって読みやすい計画案となるように配慮する必要がある。「国の指針」や「国のガイドライン」に依拠している場合や、基本計画であつて具体的な施策や事業は別に定められている場合には、必要な箇所を注釈を付ける、参照先のURLや二次元コードを付記するなどの配慮がある方が望まし

い。そのような工夫があることで、市民の関心などもより高まることが期待される。

第2に、専門用語についても、なるべく注釈をつける、かみ砕いた表現を用いるなど、一定の配慮が必要である。今年度の評価対象のなかには、一部、専門性が高すぎるために、市民が読む意欲を失うおそれがあるものがあった。専門性に裏打ちされた計画案を策定することは重要だが、市民に向けた配慮も必要である。政策等のもつ性格上、文章表現ばかりにならざるをえない、あるいは計画案の説明が難解なものになることがやむをえない場合であっても、市民目線に立った、計画案の作成を求める。

関連して第3に、数値目標を設定する場合については、なぜその数値を目標とするのか、その根拠は何かといった、目標値の意味するところについて、市民が納得できる説明をすべきである。数値目標を設定している計画案は多い一方で、この点が十分でないものが散見された。

#### (5) 市民の意見に対する市の回答について

第1に、市民の意見に対する回答は、適切なものとするべきである。市の回答のなかには、①市民意見と市の回答が噛み合っていないものや、②的確に答えているとはいえないものが見受けられた。「目標達成は困難ではないか」という意見に対しては、こういう取組をすれば達成できると考えている、あるいは、現状では困難でもこのような環境を整えば見通しがある、といった回答をすべきである。また、「表現が分かりにくい」という指摘に対しては、計画案の方向性や根幹に関わる変更を迫られるものでなければ、市民にとって分かりやすい表現に変更することを積極的に検討すべきである。市民の意見に対して、適切な応答となるよう、最大限の努力をすべきである。

第2に、趣旨が類似する意見であっても、それぞれの意見に、誠実にかつ丁寧に対応すべきである。趣旨を共通にする、あるいは類似する複数の意見に対して、市の回答が一辺倒であるものが見受けられる。中には、同一の文言でコピーしたようになっているものもあった。このような対応は、意見を提出した市民からすれば、市が市民からの意見を十分に検討していない、あるいは意見に真摯に向き合っていないと受け取られるおそれがあり、避けるべきである。

#### 2 パブリック・コメント手続を行わなかった案件について

パブリック・コメント手続を実施する必要があったにもかかわらず、実施されなかった案件があるかについて、事務局から報告を受けた。具体的には、令和4年度の都市経営会議に提出された案件をもとに事務局が確認した結果、パブリック・コメント手続を実施すべきであるにもかかわらず、実施していなかった案件はなかったと報告された。

#### 3 パブリック・コメント手続制度についての全体的評価

令和4年度のパブリック・コメント手続は、いくつかの改善すべき問題を含みながらも、おおむね適切に運用されていたと評価する。今年度の評価結果は、実施部局

に、適切かつ着実にフィードバックすることを求める。

以前から繰り返し指摘されているように、パブリック・コメント手続制度は、単なる情報公開及び情報提供の仕組みにとどまらず、①市民と情報を共有したうえで、②市民からの意見を市の政策に反映させる仕組みである。さらに、③市民からの意見に市が適切に応答するという説明責任を市が果たすことで、市民と市間のコミュニケーションを促進する役割も果たす。

つまりパブリック・コメント手続制度は、市と市民が情報を共有しつつ、市民の参画と協働のもとで市政を運営していくための制度の一つである。実施部局においては、今後も、市民とのパートナーシップを意識し、市民目線でパブリック・コメント手続が実施されるよう、なお一層の努力を求める。

とくに以下の2点については、今後のパブリック・コメント手続制度のさらなる充実のために、市としての改善に向けた検討を求める。

#### (1) パブリック・コメント手続のための資料等の作成について

##### ア 見やすく分かりやすい資料づくり

市民が関心をもち、手に取って読んだ時にすぐ理解できる資料を作成しなければ、具体的であり、かつ建設的な意見を市民が提出することはできない。

今年度の案件においても、文字を大きくする、頁のレイアウトに注意する、調査結果や分析結果をわかりやすく図で示すなど、さまざまな工夫を凝らしているものが見受けられた。平易でありつつも、深く理解することができる資料を作成しようとする姿勢が、これらの資料からは垣間見える。

引き続き、多くの市民から多様な意見が提出されるよう、文字だけでなく、図表、写真、イラストなどを使用した「見て分かる資料づくり」と、市民の理解に資する活用方策に取り組むべきである。

##### イ コンパクトでありながら充実した資料づくり

市民からすると、いかなる事項について、いかなる意見を求められているのかを、容易かつ的確に認識できないと、具体的であり、かつ建設的な意見を提出することはできない。

そのため、パブリック・コメント手続の資料には、計画案等の趣旨・目的・背景や考え方・論点が、市民に分かりやすく、かつ、市民が参照しやすいかたちで盛り込まれている必要がある。

この点について、個別には評価できるものもあったが、全体的には改善の余地があると判断する。とりわけ、意見募集要項（表紙、副題等を含む）と計画案の概要版の作成には、今以上の配慮が必要である。現状では、概要版などの体裁や内容にバラツキが見られる。概要版は、①読みやすさ・分かりやすさや、②簡潔さ・コンパクトさとともに、③計画案について、必要十分な情報が盛り込まれる必要がある。概要版だけで情報が完結していないと、その都度、計画案を参照しなければならなくなる。計画案を読まなければならない概要版には、その意味がない。文字フォントの使い分け、網掛け等によるメリハリ、一覧表にまとめ

て整理するなど、見やすくするための工夫は散見されが、十分とはいえない。これまで以上に創意工夫を凝らし、より良い概要版を作り上げる努力を求める。

募集要項についても、その様式は確定しているものの、記載される内容には差異がある。盛り込むべき情報について、マニュアルの修正も含めて検討すべきである。

## (2) 市民意見の反映及び市からの回答について

パブリック・コメント手続を通じて市民から提出された意見は、市政に積極的に反映すべき貴重な声であり、それによって、より良い市政運営を実現できる。パブリック・コメント手続制度は、市民が計画案等に意見を述べることができる、貴重な機会である。また、パブリック・コメント手続は、対象となった計画案とその周辺の政策について、市民が、計画案に直接的には関わらないかもしれない意見も含めて、率直に種々の意見や疑問等を伝える機会でもある。

しかし、市民の意見に配慮した修正が行われず、あるいは、提出した意見に対して市が誠実かつ丁寧に回答しないと市民が受け取った場合、市民は意見を出すことを諦めてしまうおそれがある。そうするとパブリック・コメント手続制度は機能不全に陥る。

そのため、市には、市民が提出した意見、及びそこにこめられた問いかけに真摯に向き合うこと、また、市民からの意見を計画等に反映させるための、最大限の努力が求められる。

市民の意見を反映できない場合であっても、通り一遍の回答ではなく、反映できない理由や根拠を、説得力のある形で丁寧に回答しなければならない。これらの点についても、まだ改善の余地がある。

担当課ないし担当者が、市民の意見に正面から向き合い、誠実かつ丁寧に対応するという地道な取組を積み重ねることこそが、意見を提出した市民に対して、さらには公表された意見と市の回答を目にする全ての市民に対しても、市としての説明責任を果すことになる。

そして、そのような誠実な市の姿勢が、市民の市行政に対する納得や信頼感の向上、意見を提出しようとする市民の意欲の向上、市民と市とのコミュニケーションの活性化などに繋がる。活発なパブリック・コメント手続の素地を形成するためにも、市民から寄せられた意見や疑問に対しては、真摯に向き合い誠実に対応すべきである。



別表1 パブリック・コメント手続「総合評価表」

令和4年度		評価・課題のまとめ
No.		
1	宝塚市マンション管理適正化推進計画(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 概要版をはじめ全体としてコンテンツごとにまとめられており計画内容が理解しやすい。また、アンケート調査に基づいて現状把握したうえで、実現可能な達成目標が明確に示されている。</li> <li>○ アンケートの調査票が見やすく、市民が記述しやすいものとなっている。また、アンケート調査の結果を図表化されて見やすく、読みやすいものとなっている。</li> <li>○ 計画案では国のガイドラインや指針に準拠していることが言及されているが、これら参照できるようにW.bアドレスやQRコードを付記するなど市民に配慮すべきである。</li> <li>○ パブリック・コメントへの市の応答が一部コピー＆ペーストになっているなど、応答について適切にかつ丁寧にかつ丁寧にすべきである。</li> <li>○ アンケート結果について、全体的にどの結果が計画のどの部分をサポートしているのかが分りにくい。</li> </ul>
2	第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(改定案) 第2次宝塚エネルギー2050ビジョン(改定案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まず、意見募集事項は適宜小見出し等が付けられ内容を理解しやすいように工夫されており、いささか長すぎるとの批判もあるが、良いモデルである。次に、概要版について図表を用いたと見やすく、親しみやすい内容となっている。</li> <li>○ 目標・対策が具体的に記されており、温暖化対策に必要なことなど現状が分りやすい。また、進捗状況の内容が分りやすい。</li> <li>○ 本計画とビジョンの2つを合わせてパブリックコメントをすす上で、計画本体等の中で改定する背景、改定内容の網掛けや変更一覧表が添付されていることは評価できる。</li> <li>○ 実行計画のパブリックコメントについて、市の応答が十分でないものもある。また、ビジョンのページ数も多すぎるとの指摘もあつた。また、具体的な数値や方法などを明示すべきである。</li> <li>○ 実行計画・ビジョンの双方の概要版において、文章量、ページ数も多く概要版としての役目を果たしていない。また、文章中のメリハリ、文字のフォント数や行間を工夫する余地があり、もっと分りやすいものとなる。</li> </ul>
3	第3次たからづか食育推進計画(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ キャッチコピーは、市民の目を引くようなものとなっている。</li> <li>○ 概要版について、単なる計画全体の要約ではなく、文字が大きく図表を用いるなど工夫を凝らした体裁となっている。</li> <li>○ 意見提出数が比較的多いにもかかわらず適切に文言を変更するなど対応しており、市民の意見一つ一つに丁寧な応答をしていることは評価できる。</li> <li>○ 概要版について、もう少しアンケート結果を掲載しても良かったのではないかと、市民の意見一つ一つに丁寧な応答をしていないか、アンケートの質問票を計画書に添付しても良かったのではないかと、本計画の策定で、スローガンと副題(意見募集案)がある。市民としてはコチャゴチャとした感じがする。</li> </ul>
4	宝塚市地域公共交通計画(案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 概要版は1枚ものであるが、カラーを使ったたり工夫されている。本編も文字の大きき、グラフ、図表などを使って見やすく、非常に読みやすく、全体的に分りやすい非常に良いパブリック・コメントである。</li> <li>○ 市の応答について細かな加筆修正等の要望も含めて、比較的多くのコメントが寄せられている。しかし、十分に市の応答ができていないか疑問である。</li> <li>○ 外観上他都市の地域公共交通計画と共通する一般的なスタイル：体裁をとっている。見易く分りやすく作成されている。</li> <li>○ キャッチコピーが計画と適切に合致していると言え、その疑問である。</li> <li>○ 市民からの意見に対して市の回答が十分に説明されていないものが数見られる。より積極的な回答が必要である。</li> </ul>
5	第3次宝塚市人権教育及び人権啓発基本方針(改定案)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 同和問題、女性、高齢者、障がいのある人への人権問題について、現状が分りやすく、細かく数値化されていて理解しやすい。</li> <li>○ 市民からの意見に対して、市の応答が一部整合性の取れないものがある。</li> <li>○ また、基本的事項はまとまっているものの、文字量が多く図表が少なく可読性が低く、施策を展開していく上で、具体的な施策を明示することで分りやすくならない。</li> <li>○ 全般的に文字が小さく、1行の文字数が多すぎると読みづらく、市民に読んでもらうような工夫が必要である。</li> <li>○ 市民の意見に対して市の回答の多くがコピー＆ペーストであり、市の回答として置きまわすばかりで、より積極的な理由付けが必要である。</li> </ul>





別表 2

パブリック・コメント審議会委員名簿

No.	委員会職名	選出区分	氏名	所属等
1	会長	知識経験者	山下 淳	関西学院大学法学部元教授
2	会長職務代理者	知識経験者	善教 将大	関西学院大学法学部教授
3		公共的団体	中村 一雄	宝塚市自治会連合会 副会長
4		公共的団体	平原 雅明	宝塚市民生委員・児童委員連合会 副会長
5		公共的団体	中平 恵子	高司小学校区まちづくり協議会 副会長
6		公募市民	尾上 映子	
7		公募市民	大田 美紀	
8		公募市民	大西 政子	

審議会日程表

No.	日程	内容
1	令和5年 8月10日(木)	市長からの諮問を受理した。
2	令和5年10月 5日(木)	1案件から3案件を調査・審議した。
3	令和5年10月19日(木)	4案件から5案件を調査・審議し、全体評価をした。また、パブコメを行わなかった案件につき、事務局からの報告を受けた。
4	令和5年11月 9日(木)	答申(案)を協議し、答申内容を確定した。
5	令和5年12月26日(火)	市長に答申する。

